

## 預金保険制度で保護される預金等は？

### 決済用預金

- 当座預金
- 利息の付かない普通預金 等

決済用預金とは…

- ①引落とし等ができる口座であること
- ②預金者が払戻しをいつでも請求できること
- ③利息が付かないこと を満たす預金。

(残高にかかわらず) 全額保護



### 一般預金等

- 利息の付く普通預金
- 定期預金
- 通知預金
- 納税準備預金
- 貯蓄預金
- 定期積金
- 掛金
- 元本補てん契約のある金銭信託 (ビッグ等)
- 金融債 (保護預かり専用商品に限る) 等

1金融機関ごとに預金者1人当たり  
元本1,000万円までとその利息等を保護

### 金融機関の合併時等の保険基準額の特例

当分の間、金融機関が合併を行ったり、事業の全てを譲り受けた場合には、その後、1年間に限って、保護される預金等の範囲は、預金者1人当たり、「1,000万円×合併等に関わった金融機関の数」による金額になります。  
(例えば、2行合併の場合は、1,000万円×2=2,000万円。)

## 預金保険制度で保護されない預金等は？

- 外貨預金
- 譲渡性預金
- 無記名預金
- 架空名義の預金
- 他人名義の預金
- 元本補てん契約のない金銭信託 (ヒット等)
- 金融債 (保護預かり専用商品以外のもの) 等

保護されない預金等は、破たんした金融機関の財産状況に応じて、支払われます。詳しくはQ7へ!



## 預金保険制度の対象金融機関は？

- 銀行 (日本国内に本店があるもの)
- 信用金庫
- 信用組合
- 労働金庫
- 信金中央金庫
- 全国信用協同組合連合会
- 労働金庫連合会

※平成19年10月以降、(株)ゆうちょ銀行が預金保険制度の対象金融機関となりました。  
※平成20年10月以降、(株)商工組合中央金庫が預金保険制度の対象金融機関となりました。

※上記金融機関の海外支店、政府系金融機関、外国銀行の在日支店は預金保険制度の対象外となります。  
※農林中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合等は、預金保険制度とは別の「農水産業協同組合貯金保険制度」の対象となります。

預金保険制度についてのご質問等は右記窓口、お取引金融機関窓口までどうぞ。



リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

預金保険機構	☎03 (6262) 5945
北海道財務局	☎011 (709) 2311
東北財務局	☎022 (263) 1111
関東財務局	☎048 (600) 1146
北陸財務局	☎076 (292) 7853
東海財務局	☎052 (951) 2493
近畿財務局	☎06 (6949) 6259
中国財務局	☎082 (221) 9221
四国財務局	☎087 (811) 7780
九州財務局	☎096 (353) 6351
福岡財務支局	☎092 (411) 7281
沖縄総合事務局	☎098 (866) 0095
金融庁	☎03 (3506) 6000

# 預金保険制度



預金保険制度についての資料は、  
金融庁や預金保険機構の  
ホームページにも掲載しています。

金融庁  
ホームページ

<http://www.fsa.go.jp>

預金保険機構  
ホームページ

<http://www.dic.go.jp>

このリーフレットは平成22年10月現在の預金保険法をもとに作成しています。

金融庁・預金保険機構

## Q1 預金保険制度とは何ですか？

A1

預金保険制度とは、万が一金融機関が破たんした場合に、預金者等の預金等のうち一定のものを保護するために設けられた制度です。

なお、預金保険制度の対象金融機関は、預金保険法により預金保険制度への加入が義務付けられています。

預金者等は、預金保険の加入について、特に手続きを行う必要はありません。



## Q2 預金はいくらまで保護されるのですか？

A2

預金等の種類によって異なります。決済用預金は全額、一般預金等は1金融機関ごとに1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

具体的にどのような預金か、決済用預金に該当するか等、個別の商品に関する事項については、お取引金融機関にご確認ください。



## Q3 同じ金融機関に複数の口座を持っている場合は、口座ごとに預金が保護されますか？

A3

金融機関が破たんした場合に、複数の口座を持っている場合には、1口座ごとではなく1預金者ごとに合算され（「名寄せ」といいます）、一般預金等は元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

名寄せは預金保険機構で行いますが、破たん金融機関から正確な預金者データが迅速に提出されないと、円滑な預金等の払戻しに支障が生じることになります。

金融機関が、日頃から正確な預金者データを整備するには、預金者の皆様の氏名、生年月日、住所（法人の場合は名称、設立年月日、所在地）、電話番号等が必要ですので、これらに変更が生じた場合には、速やかにお取引金融機関での手続きをお願いいたします。



## Q4 預金保険制度で保護される預金等は、払戻しにどのくらい時間がかかりますか？

A4

どの程度の時間を要するかについては、破たん金融機関の預金者データの整備状況等によって異なりますが、準備が整い次第、速やかに払戻しが可能となるよう対応いたします。

例えば金曜日に破たんした場合、翌週月曜日から払い戻せるように努めることとしています。



## Q5 家族名義や個人事業用の預金は保護されますか？

A5

個人の場合、1個人を1預金者として扱いますので、夫婦や親子も別々の預金者となります。ただし、家族の名義を借用しているに過ぎない預金（他人名義預金）は、保護の対象外となりますので、ご注意ください。

また、個人で事業を営んでいる方の場合、個人名義の事業用の預金は、個人名義のその他の預金と合算されるため、ご注意ください。



## Q6 振込みや口座振替の途中で金融機関が破たんした場合、そのお金はどうなりますか？

A6

金融機関が、顧客から振込み等の依頼に基づき受け入れた資金については、当該金融機関が破たんした場合でも全額保護され、振込み等が実行されることとなります。



## Q7 預金保険制度で保護されない預金等はどのようになりますか？

A7

預金保険制度で保護されない預金等（注1）は、破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われることとなるため、一部カットされる可能性があります。どの程度カットされるかは、破たんした金融機関の財産の処分・回収などの状況に応じて、裁判所の関与のもとで決められます。

なお、当該預金等の支払いの前に採り得る対応としては、次のものがあります。



### 相殺

預金者が破たん金融機関から借入れ等がある場合、預金者から相殺の意思表示を行うことにより、預金保険制度で保護されない預金等と借入金等を相殺できる場合があります。ただし、契約内容によっては相殺ができない場合もありますので、お取引金融機関へご確認ください。

### 概算払

一般預金等のうち元本1,000万円を超える部分及び外貨預金の元本とこれらの利息等に、概算払率（注2）を乗じた金額で預金保険機構が預金等債権を買収することによって、預金者等に概算払額を支払うことができます。

後日、倒産手続きにより預金保険機構が回収した額が回収等に要した費用を差し引いても、預金者等に支払った概算払額を上回る場合には、その金額が預金者等に追加して支払われます（「精算払」といいます。）。

概算払を先に行うと相殺ができなくなりますので、借入れ等がある場合は相殺を先に行ってください。

（注1）一般預金等のうち元本1,000万円を超える部分及び保険対象外の預金等並びにこれらの利息等

（注2）配当金の見込み額等を考慮して決定した一定の率

